

専門家会議の提言した対策は？

専門家会議では、平成20年7月、科学的知見に基づき、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策として、土壌は環境基準以下に処理し、地下水は環境基準以下の浄化を目指すことを提言しました。

土壌汚染対策

- ① ガス工場操業時の地盤の下2mを掘り、きれいな土壌を入れ替えます。
- ② その上に厚さ2.5mのきれいな土壌を盛ります。
- ③ ガス工場操業時の地盤の下2mより下の土壌から、環境基準を超える操業に由来する汚染物質を取り除きます。

地下水汚染対策

- ④ 建物建設地は、建設後にあらためて対策を行うことが困難であるため、建設前に環境基準以下にします。
- ⑤ 建物建設地以外は排水基準以下にし、将来的に環境基準以下にすることを目指します。
- ⑥ 地下水の管理を行い、地下水位を一定に保ちます。

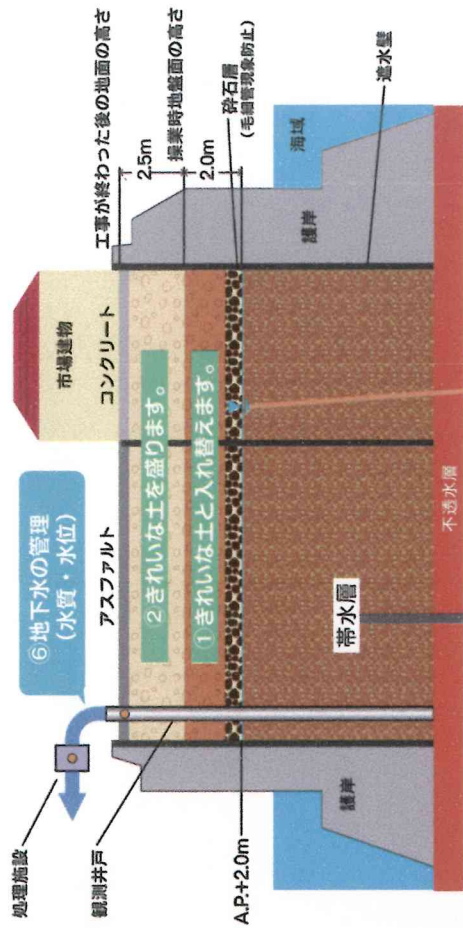
地下水管理の内容

- 遮水壁で地下水の移動を防止します。
- 砕石層で毛細管現象による地下水位の上昇を、舗装などで雨水浸透による地下水位の上昇を防止します。
- 観測井戸で地下水位・水質を監視し、水位が上昇した場合、地下水をポンプでくみ上げ、処理施設で処理後、公共下水道に放流します。

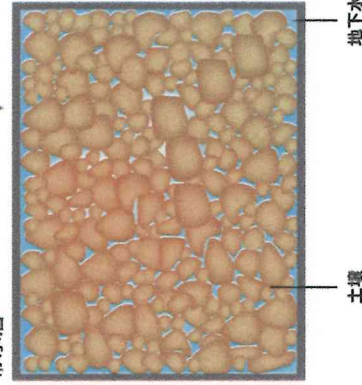
このほか、都・市場業者及び学識経験者からなる協議会を設置して、情報を共有のうえ、安全性を確認していくことを提言しています。

これらの対策を行うことで、人が一生涯この地に住み続けても、健康影響が生じることはなく、生鮮食料品を扱う市場として、食の安全・安心を十分確保していくことができます。

土壌・地下水対策（概略図）



水位・水質を継続的に監視し、地下水位を一定に保ちます。雨水浸透による水位の上昇を確認された場合は、地下水を汲み上げ、処理施設で処理した後、放流します。



③土壌対策

環境基準を超える汚染物質を取り除きます。

地下水対策

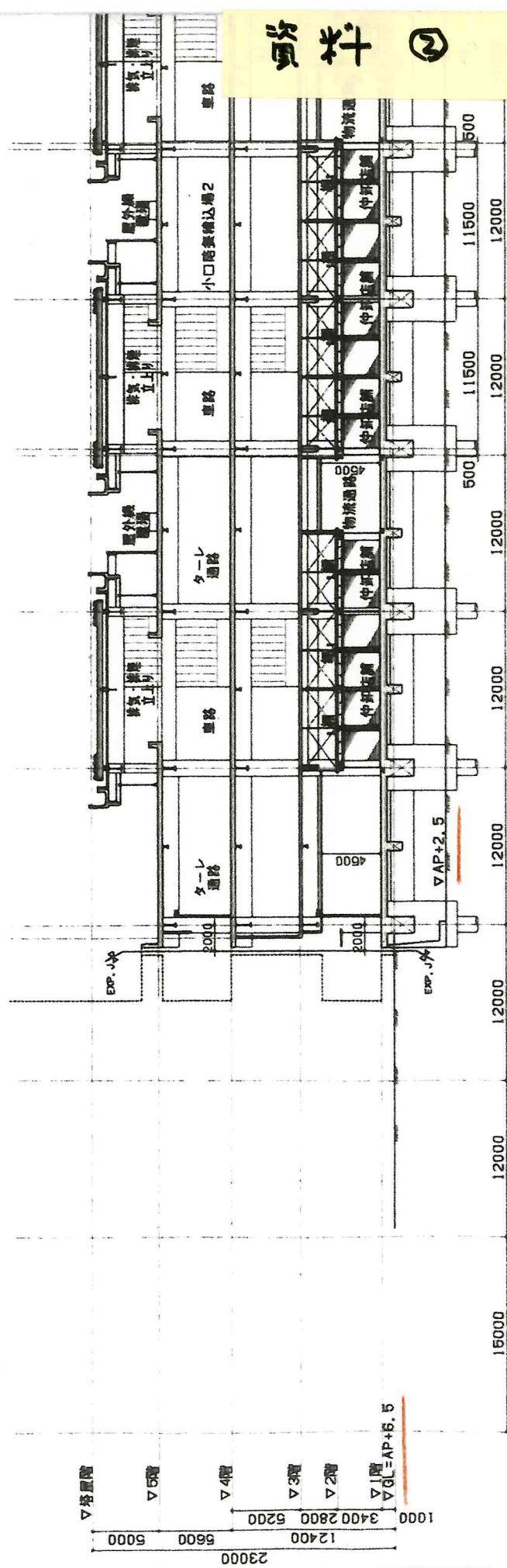
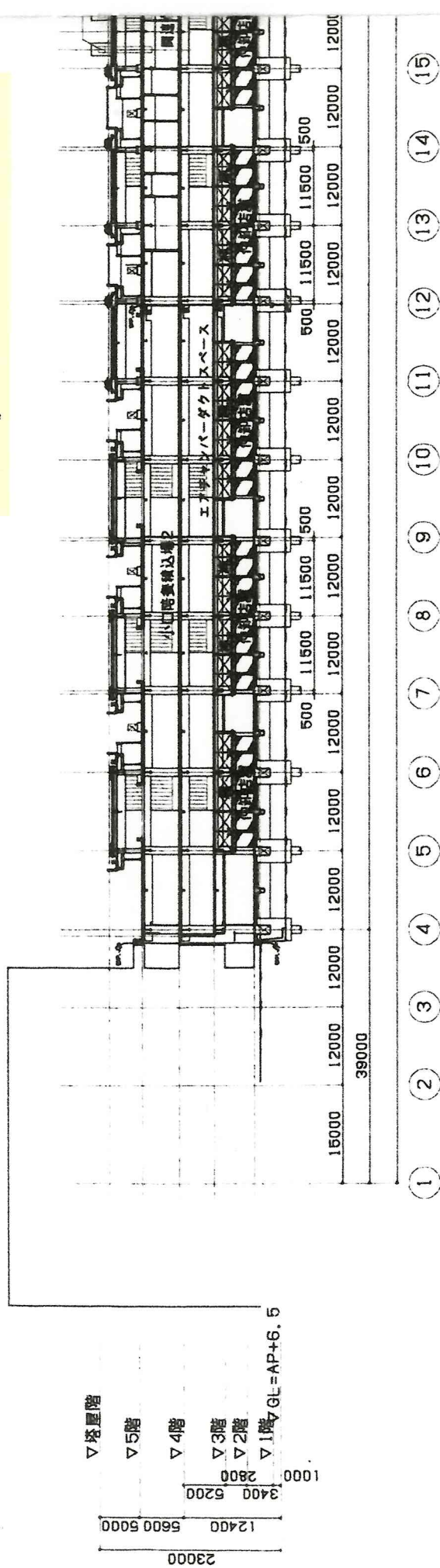
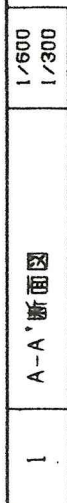
④建物建設地

建物施工までに環境基準以下に浄化します。

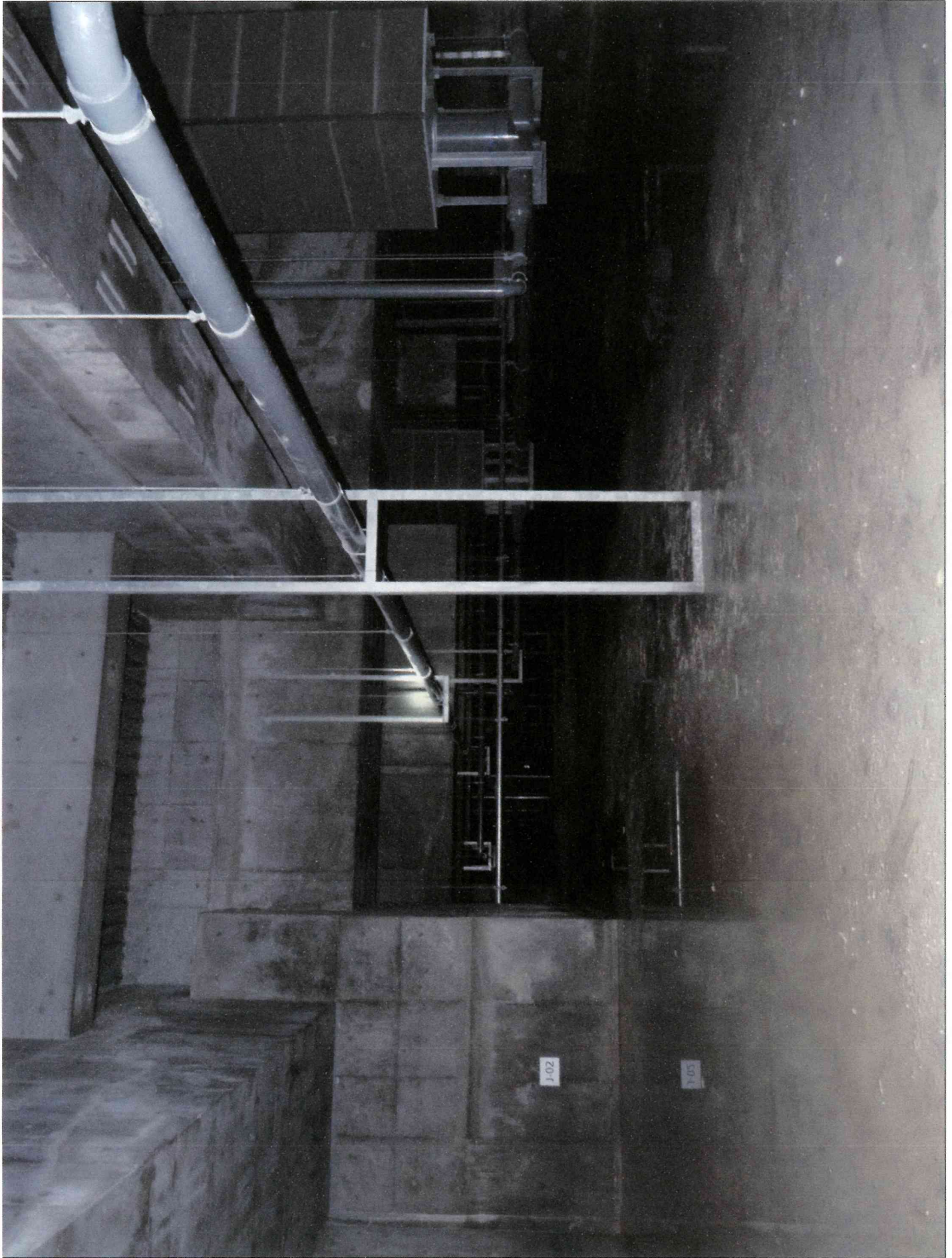
⑤建物建設地以外

排水基準以下に浄化し、将来的には環境基準以下にします。

豊洲新市場、水産仲卸売場棟
東西洋面図より



資料 ②



豊洲新市場水産卸売市場棟の地下空間 2016.9.7 日本共産党都議団撮影



豊洲新市場水産卸売市場棟の地下空間 2016.9.7 日本共産党都議団撮影

日本環境学会元会長・畑明郎氏のコメント

地下室の底面に地下水が溜まっていることは、A P 2 m以下に地下水位が管理できていないことを意味する。建物地下に 4.5mの盛土がないので、地下水中のベンゼンやシアンが揮発して地下室内に滞留し、上部の建物内に侵入する恐れがある。

ベンゼンやシアンは魚貝類や青果などに付着するので、食品の安全性が損なわれる危険性がある。また、豊洲新市場で働く人や出入りする人の健康を損ねる可能性もある。

2016年9月10日

不透明な地下空間について技術会議の検討経過（2008年8月15日から現在）**第6回技術会議（2008年11月5日）**

都から、（民間から提案された土壌汚染対策案5について説明の際）「せっかく取ったところを何とか空間利用として活用できないかということで、建物が入るところの地下空間として利用するような案を提案させていただいております」との説明がされる。（資料⑥）

第7回技術会議（2008年11月27日）

委員の一人から「案-5（第6回技術会議で示された）で例えば地下に駐車場をつくると、他の駐車場が必要なくなるのでその分は建設費が安くなるのではないか」との提起をうけ、都が、「駐車場を想定し、必要なくなった駐車場分の建設費を差し引いて考えている。地下空間をどのように利用できるかも含めて、次回に別途資料を提示する。」と答弁。

第8回技術会議（2008年12月15日）

都から「汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策（案）」として、A.P.+2mから上の土を埋め戻さずに地下空間を設けて地下施設の有効天井高 2.5mのケースを想定して有効活用をするという提案を検討したことを詳細に報告した。

食の安全・安心確保との関係が問題点として指摘されているが、議論はない。

資料⑦

その後、第9回以降、現在に至るまでの技術会議で、第8回技術会議で検討された地下空間について議論されていない。

第12回技術会議（2009年2月3日）

技術会議報告書が決定されたが、地下空間の利用についての記述はいない。

2012年10月26日 平成23年度公営企業会計決算特別委員会**○施設整備担当部長**

市場施設の建設工事は、土壌汚染対策工事と調整の上、建物部分の整地時の地盤面を基礎下に下げ、掘削土量を削減するほか、建物の階数を低減することなどにより、工期の短縮を図っていくこととしてございます。

Ⅲ 汚染物処理、液状化対策などを含む一貫した対策(案)

1. 土壌汚染対策の前処理として、ベンゼン、シアン化合物の濃度を下げるため、原位置による微生物処理を検討する。
2. 一貫した対策(案)として、以下の5案を示す。

案-1: 掘削処理案1

- 汚染土壌は掘削処理を行う。ベンゼンとシアン化合物及び重金属を含む土壌は、洗浄処理を行う。また、ベンゼンのみを含む土壌は、既設の都域内加熱処理プラントを利用して、処理する。なお、洗浄処理プラントは仮設として、豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。

案-2: 掘削処理案2

- 汚染土壌は掘削処理を行う。ベンゼンとシアン化合物を含む土壌は中温加熱処理を行う。また、重金属を含む土壌は洗浄処理を行う。なお、中温加熱処理プラント及び洗浄処理プラントは仮設として、豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。

案-3: 掘削処理案3

- 汚染土壌は掘削処理を行う。ベンゼンとシアン化合物及び重金属を含む土壌は、洗浄処理を行う。東京ガス(株)操業時の地盤面(A. P. +4m)から深さ 2m (A. P. +2m)までの処理基準の10倍を超えるベンゼンのみを含む土壌は、既設の都域内加熱処理プラントを利用して、処理する。また、東京ガス(株)操業時の地盤面(A. P. +4m)から深さ 2m (A. P. +2m)より深い箇所にあるベンゼンのみを含む土壌は、掘削し、臨海部の土地を借用して微生物処理を行う。なお、洗浄処理プラントは仮設として、豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。

案-4: 原位置処理案

- 汚染土壌は掘削処理及び原位置処理を行う。ベンゼンとシアン化合物及び重金属を含む土壌は、洗浄処理を行う。東京ガス(株)操業時の地盤面(A. P. +4m)から深さ 2m (A. P. +2m)までの処理基準の10倍を超えるベンゼンのみを含む土壌は、既設の都域内加熱処理プラントを利用して処理する。また、東京ガス(株)操業時の地盤面(A. P. +4m)から深さ 2m (A. P. +2m)より深い箇所にあるベンゼンのみを含む土壌は、原位置での微生物処理を行う。なお、洗浄処理プラントは仮設として、豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。

案-5: 市場建物と一体となった対策

- 汚染土壌は掘削処理を行う。ベンゼンとシアン化合物及び重金属を含む土壌は、洗浄処理を行う。また、ベンゼンのみを含む土壌は、既設の都域内加熱処理プラントを利用して、処理する。なお、洗浄処理プラントは仮設として、豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。
- 建物(青果棟、水産卸棟、水産仲卸棟)建設地については、汚染土壌の処理後、埋め戻し(A. P. +2. 0m~A. P. +6. 5m)は行わず、この部分の地下空間を利用する。

各案における工法の組み合わせ一覧

案	汚染土壌処理	遮水壁	液状化対策	汚染地下水処理	特徴
案-1 掘削処理案 1	○洗浄処理 ○低温加熱処理（ベンゼンのみを含む土壌）	【道路側】 PC 壁体遮水壁 【護岸側】 シート遮水壁	【5街区及び7街区の一部】 格子状固化工法 【6街区及び7街区】 静的砂杭締固め工法	【汲み上げ方法】 揚水・ガス吸引処理 【水処理】 ベンゼン：曝気処理又は気液接触処理 ジ/化化合物：アルカリ塩素法又は紺青法 重金属：凝集沈殿法	・仮設の洗浄処理プラントを豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。 ・既存の加熱処理プラントを利用する。
案-2 掘削処理案 2	○洗浄処理 ○中温加熱処理（ベンゼンとシアン化合物を含む土壌）	【道路側】 PC 壁体遮水壁 【護岸側】 シート遮水壁	【5街区及び7街区の一部】 格子状固化工法 【6街区及び7街区】 静的砂杭締固め工法	【汲み上げ方法】 揚水・ガス吸引処理 【水処理】 ベンゼン：曝気処理又は気液接触処理 ジ/化化合物：アルカリ塩素法又は紺青法 重金属：凝集沈殿法	・仮設の洗浄処理プラント及び加熱処理プラントを豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。 ・ベンゼンとシアン化合物を含む土壌を中温加熱処理する。
案-3 掘削処理案 3	○洗浄処理 ○低温加熱処理（A. P. +2m～A. P. +4m までの処理基準の10倍を超えるベンゼンのみを含む土壌） ○掘削・バイオ処理（A. P. +2m 以深のベンゼンのみを含む土壌）	【道路側】 PC 壁体遮水壁 【護岸側】 シート遮水壁	【5街区及び7街区の一部】 格子状固化工法 【6街区及び7街区】 静的砂杭締固め工法	【汲み上げ方法】 揚水・ガス吸引処理 【水処理】 ベンゼン：曝気処理又は気液接触処理 ジ/化化合物：アルカリ塩素法又は紺青法 重金属：凝集沈殿法	・仮設の洗浄処理プラントを豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。 ・既存の加熱処理プラントを利用する。 ・微生物処理のための臨海部に土地を確保する。
案-4 原位置処理案	○洗浄処理 ○低温加熱処理（A. P. +2m～A. P. +4m までの処理基準の10倍を超えるベンゼンのみを含む土壌） ○原位置・バイオ処理（A. P. +2m 以深のベンゼンのみを含む土壌）	【道路側】 PC 壁体遮水壁 【護岸側】 シート遮水壁	【5街区及び7街区の一部】 格子状固化工法 【6街区及び7街区】 静的砂杭締固め工法	【汲み上げ方法】 揚水・ガス吸引処理 【水処理】 ベンゼン：曝気処理又は気液接触処理 ジ/化化合物：アルカリ塩素法又は紺青法 重金属：凝集沈殿法	・仮設の洗浄処理プラントを豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。 ・既存の加熱処理プラントを利用する。 ・原位置での微生物処理を行うため、掘削土量を少なくすることが出来る。
案-5 市場建物と一体となった対策	○洗浄処理 ○低温加熱処理（ベンゼンのみを含む土壌）	【道路側】 PC 壁体遮水壁 【護岸側】 シート遮水壁	【5街区及び7街区の一部】 格子状固化工法 【6街区及び7街区】 静的砂杭締固め工法	【汲み上げ方法】 揚水・ガス吸引処理 【水処理】 ベンゼン：曝気処理又は気液接触処理 ジ/化化合物：アルカリ塩素法又は紺青法 重金属：凝集沈殿法	・仮設の洗浄処理プラントを豊洲新市場予定地内または、その近傍地に設置する。 ・既存の加熱処理プラントを利用する。 ・A. P. +2.0m～A. P. +6.5m は埋め戻しを行わず、地下空間を利用する。

技術会議における地下施設の有効活用提案の評価について

公募により提案された建物下の地下空間の有効活用案について、地下施設の有効天井高2.5mのケースを想定し、検討を行った。

1 地下利用の方法

- ・AP+2m より上に地下施設を設けると、地下施設の有効天井高（梁下）が2.5mしか確保できないため、トラック等業務用車両の利用は困難であり、用途としては、通勤駐車場及びターレット（小型運搬車両）置場（業界要望）に限定される。
- ・地下施設の建設規模は、街区ごとの卸売場及び仲卸売場の地下部分とする。

5街区	3ha
6街区	4ha
7街区	3ha
合計	10ha

2 地下利用の効果

- ・地上部に予定していた施設を地下空間に収容することにより、将来利用可能な市場用地面積を生み出すことができるかを街区ごとに検討した。

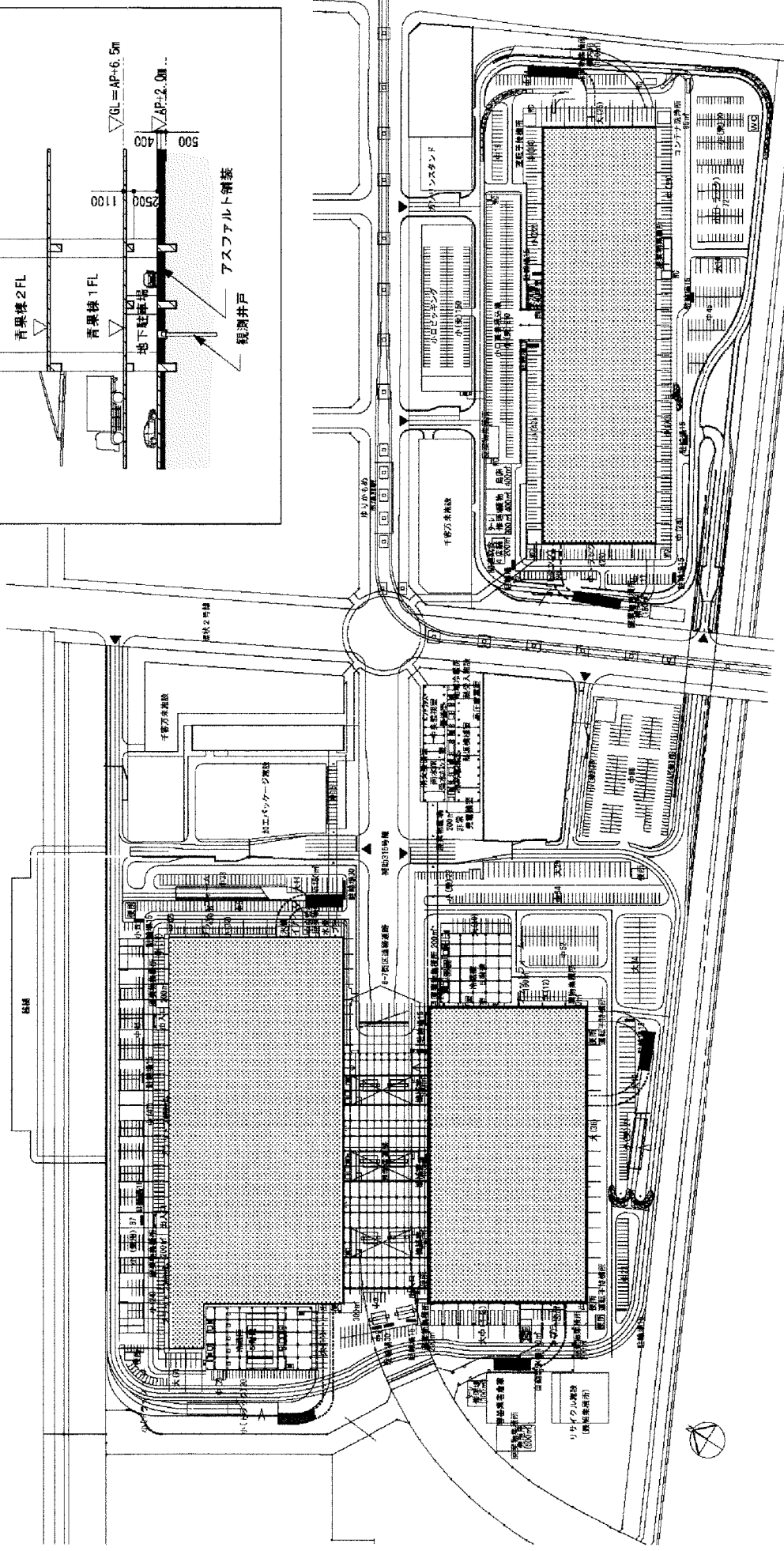
3 コスト

初期投資

4 地下利用の問題点

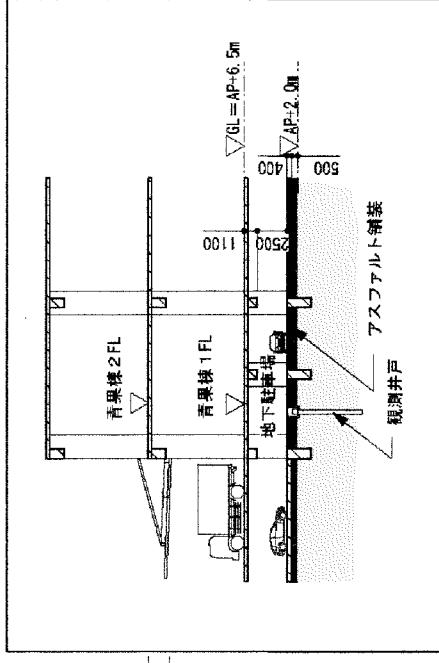
- ・ 建物の建設工期が約1年延伸する。
- ・ 専門家会議において、揮発性有機化合物が建物内に入る恐れがあるため、地下施設はつukらない方がよいという指摘があり、ターレット置場を地下から地上へ変更した経緯がある。

6街区売場面積:4.0ha



7街区売場面積:3.0ha

5街区売場面積:3.0ha



2015.10.02 経済・港湾委員会

○かち委員 いろいろ現場状況に即して詳細な検討をした結果、このような結果になったということですが、その前の技術会議の見積もりでは、この地下水管理システムは十三億円という予定が出ておりました。それと比べると、何と四・二倍にもなっています。土壌汚染全体の対策費は五百八十六億円が八百四十九億円、総整備費は四千三百億円が五千九百億円です。こんなことが肅々と進められること自体が信じがたいことです。いずれも特命随意契約ですから、発注者側に選択の余地はありません。予定どおりにいかないということはあると思いますが、予定額の一・七倍、当初計画の四・二倍は乖離し過ぎではないでしょうか。第三者機関による厳格な審査が求められると思います。地下水汚染について、去る八月十一日、豊洲土壌の汚染問題を考える市民団体の方々が記者会見をしておりますが、内容は、都が行ったベンゼンの汚染調査の際、ベンゼン汚染の可能性が高いにもかかわらず、環境省令が示す帯水層底面調査の六割、三百三十三区画で行っていないまま工事完了報告が提出され、現時点で六十九区画について、ベンゼン汚染区画の指定が都知事名で解除されているという指摘です。この三百三十三区画で帯水層底面の調査を行っていないというのは事実でしょうか。

○若林基盤整備担当部長 都が行った豊洲市場用地の土壌汚染調査は、専門家会議の知見に基づき、その調査内容を確定し、実施したものでございます。帯水層底面の土壌の確認を行っていない区画はありますが、その場合でも、表層から一メートルごとに帯水層の底面の直前まで調査をしております。

土壌汚染対策法施行規則

(土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)

第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。

イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

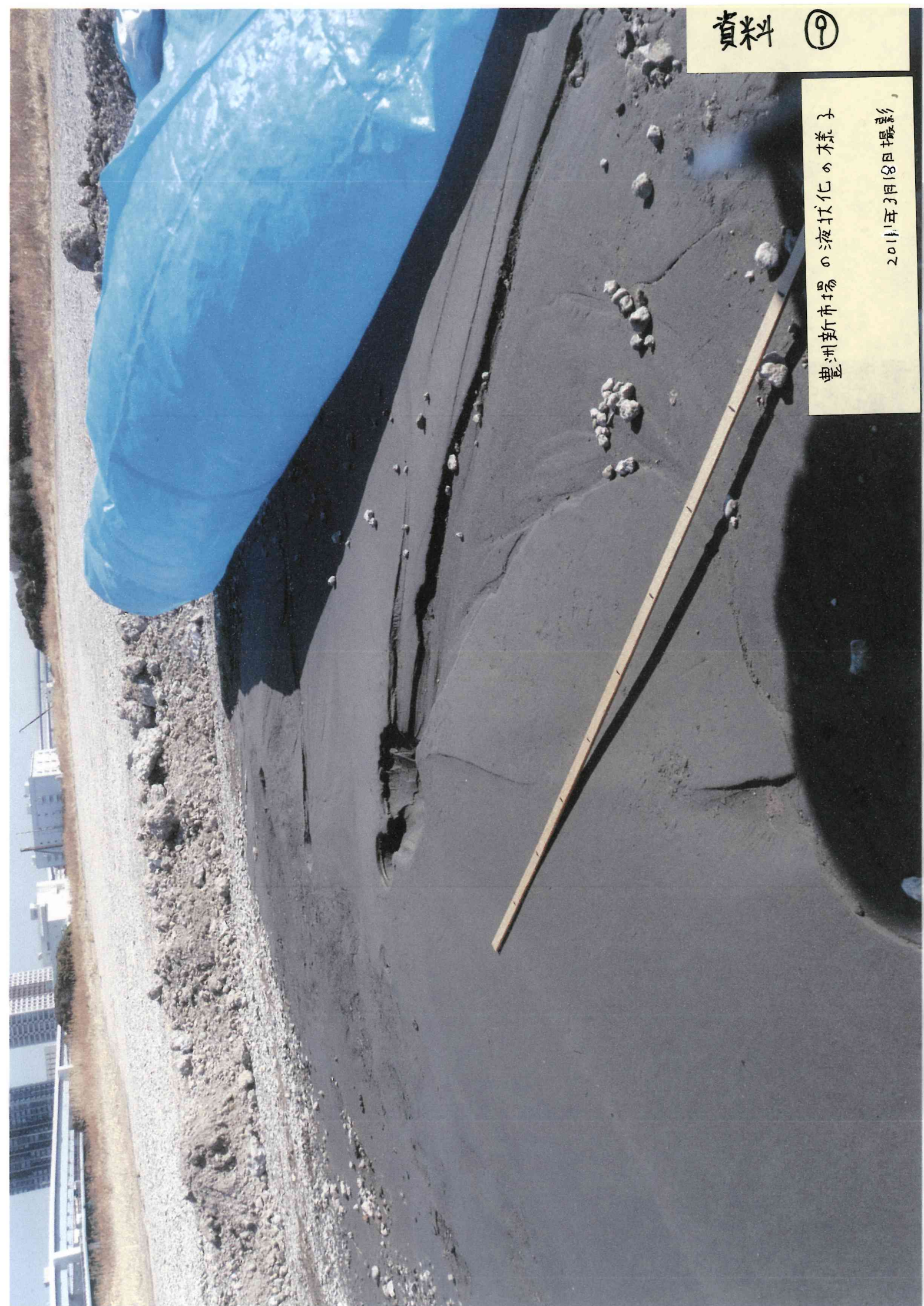
ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ニ 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

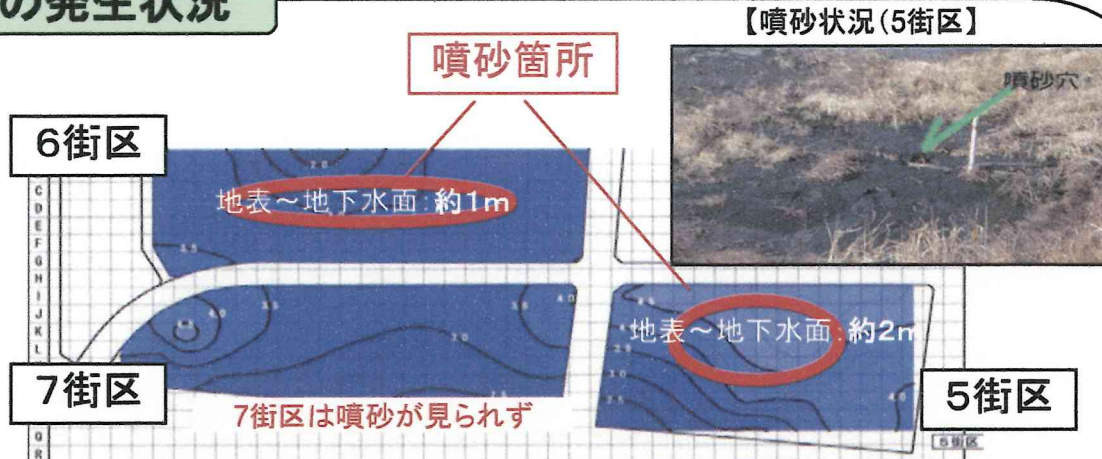
豊洲新市場の液状化の様子

2011年3月18日撮影



豊洲新市場予定地の噴砂と土壌汚染対策

噴砂の発生状況



- 埋立地である豊洲新市場予定地は、平成18年度の地質調査及び地盤等解析業務報告書によると噴砂など液状化を想定されていた
- 予定地の噴出物を確認すると、砕けた貝殻が多数混入しており、昭和30年代に浚渫埋立した砂が噴き上がってきた
- 噴砂が確認された5,6街区は地表から浅い位置に地下水があり、噴砂が見られない7街区は地下水位が深い

専門家の見解

- 噴砂の有無は、地表からの地下水面の深さ、砂質土層の粒度等に左右されるため、地下水が浅い5,6街区に噴砂が生じ、地下水が深い7街区で生じていない。
- 噴砂は、上部と下部との圧力差によって垂直方向に生じ、水平方向への水や土壌等の移動は通常考えにくい。
- 予定地の浚渫埋土層(砂質土層)は、基本的には垂直方向の砂の動きと考えて良い。
- 液状化対策をしていない埋立地では液状化は発生して当然。
- だからこそ、技術会議で提言した液状化対策を確実に行うことが大切

今後の対応

- 技術会議の提言に基づき土壌汚染対策(液状化対策を含む)を確実に実施するという、都の基本的な対策に変更はない。
- 噴砂箇所については、汚染物質、液状化に関する専門家の意見を聴き、処理する。

市場用地としての安全性を確実に確保

豊洲新市場土壌汚染対策工事における 底面管理調査結果等の公表について（その 2）

豊洲新市場用地における土壌汚染対策工事では、このたび、底面管理調査（一部）、汚染状態にあるものとみなされている区域の調査（一部）、盛土の安全性確認調査（一部）などの各調査結果について、請負者よりデータを受領し、工事用ホームページ上で公表しましたので、お知らせいたします。

記

1 底面管理調査（一部）

○調査の概要：不透水層付近まで操業由来の汚染物質が達している区画において、不透水層以下について、深さ方向で 2 m（2 深度）続けて汚染がないことを確認（以下「2 深度確認」という。）するための調査

○調査結果：今回調査を行った 292 地点のうち、

- ・ベンゼン 113 地点、シアン化合物 37 地点、鉛（溶出）1 地点、六価クロム 1 地点、鉛（含有）17 地点について、2 深度確認を完了した。
- ・ガス工場操業に由来する汚染として、ベンゼン 68 地点及びシアン化合物 16 地点で環境基準超過を確認した。このうち、ベンゼン 5 地点で環境基準の 100 倍を超える濃度を検出し、最大濃度は環境基準の 1,000 倍であった。いずれの地点においても汚染のある深度は確定しており、確実に掘削除去する。
- ・ヒ素については、141 地点中 139 地点で、不透水層内で環境基準超過を確認したが、調査結果から、自然由来と判断した。

○今後の対応：引き続き調査を実施し、ガス工場操業に由来する汚染が確認された場合は、確実に除去する。

2 帯水層底面調査（一部）

○調査の概要：ベンゼンについて、地表から深さ 10m 以内に帯水層の底面が存在する場合、その底面の土壌について行う調査。平成 22 年 4 月に施行された改正土壌汚染対策法に規定された。

○調査結果：今回調査を行った 156 地点のうち、66 地点でベンゼンの汚染を確認した。
なお、これら 66 地点については、底面管理調査により 2 深度確認を完了した。

24 中新管第 340 号
平成 25 年 3 月 19 日

非開示決定通知書

日本共産党東京都議会議員団 様

東京都知事
猪瀬 直樹

平成 25 年 1 月 18 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	・2012 年 9 月発表の底面管理調査結果について、これまで「不透水層」としてきた地層への汚染の広がりとの因果関係について、専門家に問い合わせをした際の文書、専門家とのやりとりの文書、最終的に専門家が判断した内容を示す文書。 ・追加対策に伴う土量増加による工期、予算など、(設計変更)にかかわる検証経過、工事請負業者との協議過程、その内容を示す文書。
2 開示をしないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	<u>開示請求に該当する文書が存在しないため</u>
3 東京都情報公開条例第 13 条第 2 項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	該当なし
4 事務担当課	中央卸売市場新市場整備部管理課 電話 03-3547-7031
5 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1 設置目的・検討体制等

1 設置目的

「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策工事に関する技術会議（以下、「技術会議」という。）」は、「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」の提言を踏まえ、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策を具体化するにあたり、民間企業等から広く新技術や新工法を公募し、その評価及び検証を経て、実効性や経済性に優れた土壌汚染対策を策定することを目的として設置した。

2 検討体制

技術会議は、原島文雄東京電機大学教授を座長に、環境、土木、システムエンジニアリング、プロジェクトマネジメントの分野の学識経験者（以下、「委員」という。）7名（下表参照）をもって組織した。

◎印は座長、○は座長代理

委員氏名	専門分野	役職名
はらしま ふみお ◎原島 文雄	システム エンジニアリング	東京電機大学 未来科学部 教授
やぎ おさみ ○矢木 修身	環 境	日本大学大学院 総合科学研究科 教授
はせがわ たけし 長谷川 猛	環 境	財団法人東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所 所長
やすだ すすむ 安田 進	土 木	東京電機大学 理工学部 教授
こはし ひでとし 小橋 秀俊	土 木	独立行政法人土木研究所 つくば中央研究所 技術推進本部 主席研究員
かわた せいいち 川田 誠一	システム エンジニアリング	産業技術大学院大学 産業技術研究科長 教授
ねもと ゆうじ 根本 祐二	プロジェクト マネジメント	東洋大学大学院 経済学研究科 公民連携専攻 教授

(敬称略)

豊洲市場建設工事の主な発注概要等

	2013 年 9 月 30 日 公告	2013 年 12 月 27 日 公告
	青果棟ほか建設工事	青果棟ほか建設工事 (その2)
入札公告の内容	1. 予定価格 ￥15,989,515,500 2. 工事概要 (延床面積) 青果棟 93,754.40 m ² 買参組合事務所棟 2,544.62 m ² 屋外便所 119.84 m ² 巡視詰所 3 棟 109.74 m ² 駐輪場 2 棟 236.25 m ² 廃棄物集積所 331.17 m ²	1. 予定価格 ￥25,945,920,000 2. 工事概要 (延床面積) 青果棟 82,035.14 m ² 買参組合事務所棟 2,544.62 m ² その他工事 一式 単価 32 円/m²
結果	不調 単価 17 円/m²	落札金額 ￥25,935,000,000 後年度工事 ○ 小口買参積込場 など
	水産仲卸売場棟ほか建設工事	水産仲卸売場棟ほか建設工事 (その2)
入札公告の内容	1. 予定価格 ￥26,004,342,000 2. 工事概要 (延床面積) 水産仲卸売場棟 169,274.63 m ² 巡視詰所 28.35 m ²	1. 予定価格 ￥43,607,655,000 2. 工事概要 (延床面積) 水産仲卸売場棟 159,833.17 m ² その他工事 一式 単価 27 円/m²
結果	不調 単価 15 円/m²	落札金額 ￥43,554,000,000 後年度工事 ○ 北側積込場 ○ 連絡ブリッジ など
	水産卸売場棟ほか建設工事	水産卸売場棟ほか建設工事 (その2)
入札公告の内容	1. 予定価格 ￥20,809,320,000 2. 工事概要 (延床面積) 水産卸売場棟 121,053.28 m ² 巡視詰所 36.95 m ² 巡視詰所 36.58 m ² 屋外便所 4 棟 297.18 m ²	1. 予定価格 ￥33,985,350,000 2. 工事概要 (延床面積) 水産卸売場棟 119,617.98 m ² その他工事 一式 単価 28 円/m²
結果	不調 単価 17 円/m²	落札金額 ￥33,915,000,000 後年度工事 ○ 連絡ブリッジ ○ 電気室 など

(1回目 は 不調
 予定価格の合計 628 億円) ⇒

・ 1 - 2回目 予定価格の合計 1035 億 3892 万円
 落札額の合計 1034 億 400 万円
 落札率 99.87%

土壌汚染対策工事請負企業と建設工事入札参加企業

	青果(5街区)	水産仲卸(6街区)	水産卸(7街区)	管理棟
土壌汚染対策工事	鹿島・大成・東亜・西松・東急・新日本建設JV	清水・大林・大成・鹿島・戸田・熊谷・東洋・鴻池・東急・銭高建設JV	大成・鹿島・熊谷・飛島・西武建設JV	
建築工事	鹿島・西松・東急・TSUTAYA・岩田地崎・新日本建設JV	清水・大林・戸田・鴻池・東急・銭高・東洋建設JV	大成・竹中・熊谷・大日本・名工・株木・長田建設JV	関東・鍛冶田・川土・国際建設JV
他の入札参加者	1社のみ	1社のみ	1社のみ	フジタ・佐藤・日本・東建設JV

工事請負契約について

番号	件名	工事場所	契約の相手方	契約金額 (円)	工期	契約 方法	入札 回数	工事概要	報告理由
				契約日			入札 者数		
1	豊洲 新市場 (仮称) 管理 施設棟 建設外 市場衛生 検査所 整備工事	東京都 江東区 豊洲 六丁目 6番	関東・鍛冶田・ 川土・国際建設 共同企業体 代表者 関東建設工業株式 会社 代表取締役社長 高橋 君明 ※企業体構成員 関東建設工業株式 会社 株式会社鍛冶田工 務店 川口土木建築工業 株式会社 国際建設株式会社	6,977,145,000 (332,245,000) ※予定価格 6,977,985,000 (332,285,000) 平成25年11月19日	契約確定の 日から 平成28年2月 26日まで	一般 競争 入札	2	新築工事 ○管理施設棟 鉄筋コンクリート 造一部鉄骨鉄筋コ ンクリート造、 6階建て 延床面積 23,666.63㎡ ○トレンチ工事一 式 ○外構工事一式 ○その他工事一式	第9次東京都 卸売市場 整備計画に 基づき 整備する 豊洲新市場の 7街区 管理施設棟の 建設を行う ため

(注) 契約金額及び予定価格の()書きは、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。